

異議申立審査役 年次活動報告書 (2012 年度)

この年次活動報告書は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」にもとづき、審査役の活動などを報告、公表するものです。

第 1 審査役の委嘱

国際協力機構（JICA）は、2010 年 4 月 1 日に公布、同年 7 月 1 日から施行した新しい環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱にもとづき「異議申立審査役」を任命し、ガイドラインの遵守を確保するための態勢を整えています。

2012 年度に審査役を委嘱した方々は以下のとおりです。

異議申立審査役

- 安念 潤司（あんねん じゅんじ）氏
中央大学法科大学院 教授、弁護士
- 原科 幸彦（はらしな さちひこ）氏
千葉商科大学政策情報学部 教授、東京工業大学 名誉教授

第 2 当年度中の活動概要

1 異議申立

異議の申立はありませんでした。

2 情報公開など

（1）JICA のウェブサイト（以下の URL）や「国際協力機構 年次報告書 2011」に異議申立の制度についての情報を掲載して、広報に努めました。

●日本語

<http://www.jica.go.jp/environment/objection.html>

●英語

http://www.jica.go.jp/english/operations/social_environmental/objection/index.html

（2）海外に赴任する JICA の職員や専門家などを対象に実施している赴任前の研修において、ガイドラインとあわせて異議申立制度を説明することにより、ガイドラインの遵守に向けた取組の推進を図りました。

以上